

## 帯広市福祉人材バンクであっせんできる事業所・職種の範囲について

帯広市福祉人材バンクでは、令和3年4月から求人を取扱範囲を拡大しました。  
取り扱うことのできる求人は以下の1～7のいずれかに該当する事業所です。

### 1. 取扱い対象範囲

あっせん対象事業所	主な事業所
① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所	特別養護老人ホーム 経費老人ホーム 保育所、認定こども園保育型、社会福祉協議会など
② 介護保険法に規定する介護保険事業所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護、訪問介護事業、地域包括支援センターなど
③ 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所	居宅介護、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、就労継続支援など
④ その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等	サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、企業主導型保育所など
⑤ 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所	地域型保育給付(事業所内保育、家庭的保育等) など
⑥ 行政が実施する相談所	児童相談所、精神保健福祉センターなど
⑦ 社会福祉分野の国家資格を有する専門職を必要とする上記以外の事業所 〔社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士に限る〕	専門学校、養成校、医療機関など

### 2. 対象職種

上記事業に従事する全ての職種が対象になります。

※上記7については社会福祉分野の国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）をもつ専門職に限ります。